

新型コロナウイルス感染症対策本部 第53回本部員会議  
知事メッセージ（令和4年3月29日）

県内の感染状況は、新規感染者数の今週先週比が、先週は1.0以下で、先々週に比べると減少が続いていますが、一日200人以上の新規感染が確認されるなど予断を許さない状況です。

全国的には、先週21日(月)に「まん延防止等重点措置」が全て解除されました。

新規感染者数は緩やかな減少が続いていますが、本県のように比較的感染レベルが低かった地域では、減少傾向が弱く、下げ止まりや増加が見られたりと、感染状況の推移に地域差があります。

このような中、年度末から年度初めを迎え、進学、就職などの人の移動、歓送迎会、お花見など会食の機会が多くなり、感染の再拡大も懸念されます。

県民の皆様には、

- ・ 発熱等の症状がある子どもの保育園等への登園自粛
  - ・ 家庭内においても、マスク着用が難しい子どもなどを除いて、特に同居する高齢者や基礎疾患のある方と会話をする際のマスク着用
  - ・ 会食時でも会話の際はマスク着用
  - ・ 移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- など基本的な感染対策の徹底をお願いします。

また、会食の機会が多い時期ですが、飲食店利用については、感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用を推奨します。

県では、感染不安のある方や、ワクチン検査パッケージ等を活用した事業を利用する際の検査証明書が必要な方へのPCR等無料検査の期間を延長します。

これから人の移動や多くの人が集まる機会が増える時期を迎えます。PCR等無料検査の積極的な活用、ワクチン接種を希望する方は早めの接種をお願いします。

県内の新規感染者数は、ピーク時の3月上旬に比べ着実に減少してきています。県民の皆様には、感染リスクが高まる年度末、年度初めにおいて、引き続き、基本的な感染対策の徹底にご協力頂き、新規感染者数の減少を確実なものにできるよう、よろしくをお願いします。

令和4年3月29日  
岩手県知事 達増 拓也

## 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

### 1 概要

3月17日に国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、**積極的疫学調査の実施方針**や**まん延防止のための呼びかけの内容**について変更が行われた。

### 2 主な変更内容

#### (1) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策（新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針）

- ・ 「学校等」「保育所、認定こども園等」「高齢者施設」について、感染が拡大している又は高止まりしている地域において、クラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員等に対する検査の頻回実施を行うこととされた。
- ・ 保育所、認定こども園等については、発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底することとされた。

#### (2) サーベイランス・情報収集（新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項）

- ・ 積極的疫学調査について、地域の感染状況や保健所の実施体制に応じて実施することとされた。
- ・ 積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定について、保健所等による対応が可能な自治体においては、引き続き、幅広く行うこととしつつ、オミクロン株が主流の間は、濃厚接触者の感染リスクが低い事業所等において、保健所等による濃厚接触者の特定を行わない場合は、出勤については一律に制限を行わないこととされた。

#### (3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県（まん延防止）

- ・ 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底に加え、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すものとされた。
- ・ 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、「極力控えるように促す」から、「都道府県知事の判断により、極力控えるように促すことができる」と変更された。

#### (4) 経済雇用対策

- ・ 「経済社会活動を極力継続できる環境を作り、安全・安心を確保していく。」から「感染症の脅威を社会全体として引き下げながら、経済社会活動の正常化を図っていく。」と変更された。

オミクロン株が主流である間の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

【要旨】

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が令和4年3月17日に変更になったことに伴い、オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえ、**濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について**、岩手県における取扱方針を下記のとおりとします。

1 発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

感染者の発生場所	濃厚接触者の特定と行動制限	濃厚接触者の待機期間	待機期間の特例
同一世帯内	保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を実施 【これまでと同様の取り扱い】	原則7日間（8日目解除）だが、 <u>社会機能維持者か否かにかかわらず</u> 、4・5日目の <u>抗原定性検査キットで陰性確認</u> （自費検査）後、 <u>5日目から解除を可能</u> （7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。）	代替え職員等が見つからないなど、 <u>業務継続が困難な場合は、保健所等の判断により、待機期間中においても、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能</u>
事業所等	<u>保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しない</u> が、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請を実施		
入院医療機関、高齢者・障害児童入所施設	保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を実施 【これまでと同様の取り扱い】		
保育所、幼稚園、小学校等	保健衛生部局と児童福祉部局等と連携して濃厚接触者の特定・行動制限を実施 【これまでと同様の取り扱い】		
集団感染（クラスター）が発生した場合	事業所等の中で同時に5名以上の集団感染が発生した場合等においては、保健所による濃厚接触者の特定・行動制限を実施 【これまでと同様の取り扱い】		

2 積極的疫学調査について

重症化リスクの高い集団及び同居家族等に重点化して積極的疫学調査を実施する。【これまでと同様の取り扱い】

## 新型コロナワクチン接種の進捗状況等について

### 1 県内のワクチン接種の状況

- (1) 3月27日時点において、全人口約122万1千人に対する3回目接種率は38.8%、全国の接種率(38.9%)と同程度となっている。
- (2) 高齢者の3回目接種率は78.1%で、全国の接種率(80.0%)を若干下回っているものの、7割を超える方への接種が終了したところ。  
また、県内の高齢者施設等776施設のうち、接種間隔が6か月経過していない方がいる施設や住民接種で実施する施設などを除く726施設、約93.5%の接種が終了。

### 2 3回目接種に係る今後の見通し

- (1) 国では、新たに12歳から17歳までの方を3回目接種の対象としたところであり、県内の対象人口は約6万3千人となっている。
- (2) また、12歳以上人口のうち、1・2回目接種を終了した方は約101万9千人となっており、このうち4月末までに接種間隔が6か月経過する方は約91万人となる見込み。
- (3) 3回目接種に使用するモデルナ社ワクチン及びファイザー社ワクチンとして、県内には約119万7千回分が4月末までに順次供給されることとなっており、十分な量のワクチンが確保できる見通しとなっている。

#### 【3回目接種に係るワクチン供給】

(単位：万人、万回)

1・2回目 接種終了者	ワクチン供給量		供給時期	
	ファイザー	モデルナ		
101.9	119.7	64.8	54.9	4月末までに確保

### 3 県の集団接種の今後の予定

日程	会場名	日程	会場名
4/9(土)、10(日)	ツガワ未来館アピオ	5/7(土)、8(日)	ツガワ未来館アピオ
4/16(土)、17(日)	ツガワ未来館アピオ	5/21(土)、22(日)	花巻市交流会館
4/23(土)、24(日)	江刺西体育館		

※4/9(土)、10(日)の予約は、4/1(金)9時に受付開始予定。(詳細は県ホームページに掲載)

### 4 職域接種の実施状況

- 3回目接種に係る国の職域接種は、3月25日時点で、申請済が13団体、接種見込人数は約2万人となっており、このうち4団体が接種を開始している。
- また、県の集団接種では約70団体、1万1千人分の団体予約枠を設け、4/9(土)から順次接種を行う予定。

### 5 5歳から11歳までの小児への接種状況

- (1) 県内では、複数の市町村による広域的な接種を含め、全ての市町村において接種体制を確保のうえ、順次接種を進めている。
- (2) 3月27日時点における5歳から11歳までの約6万6千人に対する接種率は、1回目が8.5%、2回目は0.02%となっている。

## PCR等無料検査実施期間の延長等について

### 【要旨】

薬局や医療機関等で実施しているPCR等の無料検査については、①一般検査事業と②定着促進事業の2種類で実施していますが県内での新型コロナウイルスの感染状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、実施期間を延長します。

①一般検査事業については、感染不安のある方を対象とした検査を実施していますが、4月30日までとします。

②定着促進事業については、ワクチン検査パッケージ等を活用するための検査を実施していますが、6月30日までとします。

### 1 一般検査事業について

(1) 延長期間

令和4年4月1日（金）から令和4年4月30日（土）

(2) 検査の内容【変更なし】

PCR等検査又は抗原定性検査

(3) 無料検査対象者【変更なし】

- ・発熱等の症状がない方  
（発熱症状のある方は、診療・検査医療機関等に相談）
- ・感染不安を感じる無症状の方

### 2 定着促進事業について

(1) 延長期間

令和4年4月1日（金）から令和4年6月30日（木）

(2) 検査の内容

原則として抗原定性検査

(3) 無料検査の対象者【変更あり】

コロナワクチンの3回目接種未了の無症状者かつワクチン検査パッケージ等を活用した事業を利用する際の検査証明書が必要な方

### 3 周知について

県ホームページ等により、実施期間延長についてお知らせします

### 4 検査実績について

令和3年12月20日から令和4年3月20日まで

区分	検査件数		
	総数	PCR	抗原定性
定着促進事業	3,472	1,592	1,880
一般検査事業	21,381	12,430	8,951
合計	24,853	14,022	10,831

## いわて旅・いわての食応援プロジェクト等について

### 1 「いわて旅応援プロジェクト（第2弾）」の期間延長及び対象拡大

「いわて旅応援プロジェクト（第2弾）」について、3月31日（木）宿泊・出発分までとしていた実施期間を4月28日（木）宿泊・出発分まで延長し、4月1日（金）から岩手県居住者以外の利用条件を変更します。

また、割引支援対象者を北海道・東北ブロックに拡大します。

#### (1) 実施期間

令和3年10月1日（金）から令和4年4月28日（木）宿泊・出発分まで

#### (2) 割引率、クーポン（変更なし）

- ・ 県内旅行の宿泊代金等を宿泊施設又は旅行会社で割引（旅行商品代金の50%、1人当たり5千円が上限）
- ・ 土産物店等で利用可能な2千円のクーポン券を宿泊施設又は旅行会社で配布

#### (3) 割引等対象

隣県から北海道・東北ブロックに拡大

- ※ 4月1日から岩手県、北海道、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の居住者を対象に実施。
- ※ 青森県居住者は、1月27日から割引停止中。

#### (4) 利用条件

- ・ ワクチン3回接種済又は検査結果陰性であること。
- ・ ただし、岩手県居住者が岩手県内で宿泊又は日帰り旅行する場合はワクチン2回接種済で利用可。また、宮城県又は秋田県の居住者が令和4年3月31日までに予約した場合はワクチン2回接種済で利用可。
- ・ 12歳未満は同居する親等の監護者同伴の場合は検査不要

#### (5) 事業の一時停止の基準

- ・ 県内の全域又は一部区域がまん延防止等重点措置区域となった場合
- ・ 県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方におけるレベル3相当となった場合
- ・ 北海道又は東北（本県以外）の全域又は一部区域がまん延防止等重点措置区域となった場合（当該道県居住者）
- ・ 北海道又は東北（本県以外）の感染状況がレベル3相当となった場合（当該道県居住者）
- ・ 上記に関わらず、感染状況等による国又は県の対応に応じて一時停止することがある。

### 2 いわての食応援プロジェクト（第2弾）（令和4年度第1号補正予算）

#### (1) 発行予定数

発行冊数：計35万冊、発行額：17億5千万円

#### (2) 参加店舗の要件

県が運用する感染症防止対策「いわて飲食店安心認証制度」の認証を受けている飲食店

#### (3) 発行する食事券

額面 5,000円（500円×10枚綴り）、販売価格 4,000円（25%のプレミアム付き）

#### (4) 販売、利用期間

一定の準備期間が必要となるため、現在、5月中旬までに販売・利用を開始する方向で調整を始めており、利用期限は12月中を予定

#### (5) 事業の一時停止の基準

- ・ 県内がまん延防止等重点措置区域となった場合
- ・ 県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方におけるレベル3相当となった場合
- ・ 上記に関わらず、感染状況等による国又は県の対応に応じて一時停止することがある。

### 3 中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助（令和4年第1号補正予算）

#### (1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策として国が策定した「中小企業活性化パッケージ」では、収益力改善に加えて事業再生支援、再チャレンジ支援、一元的支援体制の構築が盛り込まれていることから、国が設置する「岩手県中小企業活性化協議会」と連携し、現在、商工指導団体に設置している経営相談窓口とは別に、金融面の課題解決を主とした相談体制を強化するため、その運営に要する経費を補助するもの。

#### (2) 内容

##### ア 目的

過剰債務等に苦しむ中小企業者が事業再生や再チャレンジ等に取り組む場合に、「岩手県中小企業活性化協議会」を補完し、県内金融機関や商工指導団体、事業再生の専門家等が連携して事業者の実情に応じた支援を実施する。（県内35商工会指導団体を窓口としてワンストップ化）

##### イ 補助対象者

商工指導団体（商工会連合会、商工会議所）、岩手県信用保証協会

